

証券コード 3591

 株式会社ワコールホールディングス

第69期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成29年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

京都市南区吉祥院中島町29番地
当社本社ビル 10階ホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 株式併合の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 役員賞与支給の件 |

目次

第69期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	17
計算書類	45
監査報告	51

株主の皆さまへ

京都市南区吉祥院中島町29番地

株式会社ワコールホールディングス

代表取締役社長 塚 本 能 交

第69期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 京都市南区吉祥院中島町29番地（JR西大路駅前西入）

当社本社ビル 10階ホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第69期 （平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期 （平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 株式併合の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の3方法をご参照いただき行使くださいますようお願い申し上げます。



株主総会への出席

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



郵 送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送をお願い申し上げます。



インターネット

詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

- ~~~~~
- 1.本招集ご通知に添付すべき書類のうち「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(※)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載した「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
 - 2.株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト(※)に掲載させていただきます。
 - 3.本株主総会の決議結果につきましては、決議通知の送付に代え、株主総会終了後、当社ウェブサイト(※)に掲載させていただきます。

※当社ウェブサイト ▶ <http://www.wacoalholdings.jp/ir/soukai.html>

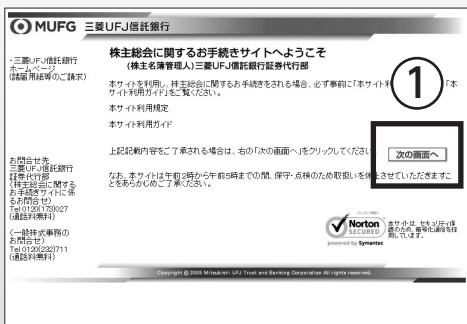
- 4.当日は節電対策の一環として、当社役員及び関係者はクールビズにて対応させていただきます。
株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 5.お土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人さまに対し1個のお渡しとさせていただきますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン、タブレット端末から、議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことにより実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

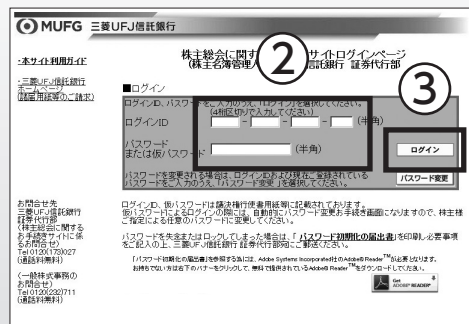
平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分まで承りますが、お早めにご行使ください。

1 議決権行使サイトへアクセス <http://www.evote.jp/>



① 「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



- ② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
③ 「ログイン」をクリック

議決権行使のお取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

3 パスワードを登録する

MUFG 三菱UFJ信託銀行

本サイトに利用可能

三菱UFJ信託銀行
（本サイト利用可能の権限あり）

パスワードのご変更

パスワードを変更いたします。現在のパスワードと新しいパスワード（株主様ご指定の任意のパスワード）を入力してください。

- ・確認のため新しいパスワードと「新しいパスワード(確認)」の欄に同じ内容を入力してください。
- ・「送信」をクリックすると新しいパスワードが有効となります。

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認) (半角)

6～10桁までの英数字の半角英数字のみ入力可能です。

送信

戻る

Copyright © 2010 Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation. All rights reserved.

以降はメニューから「議決権行使」を選択し、画面の入力案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

- ④ 仮パスワードを「現在のパスワード入力欄」に入力し、新しいパスワードを「新規パスワード入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力
- ⑤ 「送信」をクリック
- ⑥ 確認画面が出たら「確認」をクリック

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所は、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一する期限を平成30年10月1日に決めました。当社は、これに対応して単元株式数を1,000株から100株に変更することとしました。併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について2株を1株にする併合を行うことといたします。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の5億株から2億5,000万株に変更することといたします。

2. 株式併合の割合

当社普通株式について、2株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対し、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

2億5,000万株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 子会社の事業領域拡大に対応するため、現行定款第2条（目的）（1）③を変更し、食品および酒類の販売を追加するものであります。
- (2) 子会社の新規事業分野への参入に対応するため、現行定款第2条（目的）（1）に宿泊施設の経営、運営および管理を追加するものであります。
- (3) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条（単元株式数）を変更するものであります。

なお、本変更については、第1号議案における株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生後、本附則を削除するものといたします。

- (4) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されました。これに伴い、現行定款第28条（社外取締役との間の責任限定契約）及び現行定款第36条（社外監査役との間の責任限定契約）に所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第28条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

- (5) 株主の皆さまへの利益配分の機会を充実させるため、現行定款第39条（剰余金の配当の基準日）第2項に中間配当の基準日を定めるものであります。
- (6) 上記変更に伴い、必要となる項数等の調整、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分が変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1） 次の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること ①～② （省略） ③ 化粧品、石鹼、洗剤、医薬品および医薬部外品の製造、販売ならびに健康食品の販売 ④～㉓ （省略） （新設）	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1） 次の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること ①～② （現行どおり） ③ 化粧品、石鹼、洗剤、医薬品および医薬部外品の製造、販売ならびに健康食品、食品および酒類の販売 ④～㉓ （現行どおり） ㉔ 宿泊施設の経営、運営および管理

現 行 定 款	変 更 案
②④ 前記①から②③までに附帯する投資 ②⑤ 前記①から②④までに附帯関連する一切の業務	②⑤ 前記①から②④までに附帯する投資 ②⑥ 前記①から②⑤までに附帯関連する一切の業務
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>500,000千株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>250,000千株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(社外取締役との間の責任限定契約) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(取締役との間の責任限定契約) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(社外監査役との間の責任限定契約) 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(監査役との間の責任限定契約) 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(剰余金の配当の基準日) 第39条 (省略) (新設) 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第39条 (現行どおり) 2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(新設)	附則 第1条 <u>第6条および第7条の変更は、平成29年10月1日をもって、その効力を生じるものとする。</u> 第2条 <u>前条および本条は、平成29年10月1日をもって削除するものとする。</u>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役塚本能交氏、安原弘展氏、若林正哉氏、山口雅史氏、尾崎 護氏、堀場 厚氏、
 黛 まどか氏の7名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当社では、「役員の選任基準」を定めております（当社ウェブサイト（http://www.wacoalholdings.jp/csr/pr_cg.html））。本議案における取締役候補者は、すべてこの基準のもと選任しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	再 任 つかもと よしかた 塚 本 能 交 (昭和23年1月29日生)	昭和47年4月 当社入社 昭和52年11月 当社取締役 昭和56年11月 当社常務取締役 昭和59年9月 当社取締役副社長 昭和59年9月 当社代表取締役（現任） 昭和62年6月 当社取締役社長（現任） 平成17年10月 株式会社ワコール代表取締役社長執行役員 平成23年4月 同社代表取締役会長（現任）	939,136株
	【重要な兼職の状況】 株式会社ワコール代表取締役会長、WACOAL INTERNATIONAL CORP.取締役会長		
	【選任理由】 昭和62年より当社代表取締役社長として経営を担っており、この豊富な経験及び実績を今後も当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	再任	昭和50年 3 月 当社入社 平成17年 4 月 当社執行役員ウイングブランド事業本部長 平成18年 6 月 株式会社ワコール取締役常務執行役員 ウイングブランド事業本部長 平成22年 4 月 同社取締役専務執行役員 ワコールブランド事業本部長 平成23年 4 月 株式会社ワコール代表取締役社長執行役員（現任） 平成23年 6 月 当社取締役 平成25年 6 月 当社専務取締役 平成28年 6 月 当社取締役副社長（現任）	15,000株
	やす はら ひろ のぶ 安 原 弘 展 (昭和26年12月28日生)		
		【重要な兼職の状況】 株式会社ワコール代表取締役社長執行役員	
		【選任理由】 主たる事業会社である株式会社ワコールの営業部門での豊富な経験に加え、平成23年からは株式会社ワコールの代表取締役社長として経営を担っていることから、当社の取締役として適任だと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
		【当社との特別の利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	再 任 わか ばやし まさ や 若 林 正 哉 (昭和31年1月6日生)	昭和54年 4 月 当社入社 平成20年 4 月 当社経営企画部長 平成22年 4 月 株式会社ワコール執行役員総合企画室長 平成23年 4 月 同社取締役執行役員総合企画室長 平成25年 4 月 同社取締役常務執行役員総合企画室長 平成26年 4 月 同社取締役常務執行役員管理部門担当 平成26年 6 月 当社常務取締役グループ管理統括担当 平成28年 6 月 当社取締役副社長グループ管理統括担当（現任）	19,000株
	【重要な兼職の状況】 和江留投資股份有限公司董事長		
	【選任理由】 主たる事業会社である株式会社ワコールのスタッフ部門、とりわけ経理・経営企画部門での豊富な経験と実績から当社の取締役として適任だと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。		

招集
と
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	再任 やまぐちまさし 山口 雅 史 (昭和32年11月26日生)	昭和56年 4 月 当社入社 平成18年 4 月 株式会社ワコール ウイングブランド事業本部事業管理部長 平成23年 4 月 同社執行役員人事部長 平成25年 4 月 同社取締役執行役員人事総務本部長 平成26年 4 月 同社取締役常務執行役員人事総務本部長 平成27年 4 月 同社取締役専務執行役員 管理部門担当兼人事総務本部長 平成27年 6 月 当社取締役人事総務担当（現任） 平成29年 4 月 株式会社ワコール取締役副社長執行役員 管理部門担当兼人事総務本部長（現任）	4,000株
【重要な兼職の状況】			
株式会社ワコール取締役副社長執行役員			
【選任理由】			
主たる事業会社である株式会社ワコールのスタッフ部門、とりわけ経理・人事部門での豊富な経験と実績から当社の取締役として適任だと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
【当社との特別の利害関係】			
当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
5	再任 社外 独立 ほりばあつし 堀場厚 (昭和23年2月5日生)	昭和47年9月 株式会社堀場製作所入社 昭和57年6月 同社取締役海外本部長 昭和63年6月 同社専務取締役営業本部長 平成4年1月 同社代表取締役社長 平成17年6月 同社代表取締役会長兼社長（現任） 平成20年6月 当社取締役（現任）	3,000株
	【重要な兼職の状況】		
	株式会社堀場製作所代表取締役会長兼社長、株式会社堀場エステック代表取締役会長、株式会社ロック・フィールド社外取締役		
	【社外取締役候補者とした理由及び在任期間】		
	国内及び海外事業展開において経営者としての豊富な経験と見識を有されており、その強い指導力と知識をもって当社の海外事業展開強化に貢献していただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		
	社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、9年となります。		
	【当社との特別の利害関係】		
	当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 当社は、「社外役員の独立性基準」を定めております（当社ウェブサイト（http://www.wacoalholdings.jp/csr/pr_cg.html））。堀場 厚氏は、この基準を満たしております。
- また、当社は、堀場 厚氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において、堀場 厚氏の再任が原案どおり承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社は、堀場 厚氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、本総会において、堀場 厚氏の再任が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間にて当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
6	再任 社外 独立 まゆずみ だま だま (戸籍上の氏名: だま 円) (昭和37年7月31日生)	平成8年8月 俳句誌「月刊ヘップバーン」創刊・主宰 平成13年1月 文部科学省文化審議会「国語分科会」委員 平成16年12月 内閣官房「文化外交の推進に関する懇談会」委員 平成25年5月 文部科学大臣「文化芸術立国の実現のための懇話会」委員 平成26年4月 文部科学省文化審議会「文化政策部会」委員 平成26年4月 当社顧問 平成27年6月 当社取締役（現任）	0株
	【重要な兼職の状況】 北里大学客員教授、昭和女子大学人間文化学部日本語日本文学科客員教授、京都橘大学文学部日本語日本文学科客員教授、公益財団法人東日本鉄道文化財団評議員、国立新美術館評議員		
	【社外取締役候補者とした理由及び在任期間】 だま だま氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、俳人として国内外の文化芸術分野において広く活躍されており、その見識と経験をもって当社の多様性尊重の経営に貢献していただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものがあります。 社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。		
	【当社との特別の利害関係】 だま だま氏については、平成26年4月から平成27年6月までの間、当社顧問として、社会的課題解決の見地からの助言、並びに当社及び株式会社ワコールの従業員教育を委嘱しており、また、当社取締役に就任いただいてからも、従業員向けの俳句に関する講演会等で講師をお願いしております。その報酬額は年間1,000万円未満であり、この外の利害関係はありません。		

(注) 1. 当社は、「社外役員の独立性基準」を定めております（当社ウェブサイト（http://www.wacoal-holdings.jp/csr/pr_cg.html））。だま だま氏は、この基準を満たしております。

また、当社は、だま だま氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において、だま だま氏の再任が原案どおり承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

- 当社は、だま だま氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、本総会において、だま だま氏の再任が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間にて当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
7	新任 社外 独立 さいとう 齋藤 しげる 茂 (昭和32年1月26日生)	昭和54年11月 株式会社トーセ入社 同社開発本部長 昭和60年10月 同社取締役 昭和62年2月 同社代表取締役社長 平成16年9月 同社代表取締役社長兼CEO 平成27年12月 同社代表取締役会長兼CEO（現任）	0株
	【重要な兼職の状況】 株式会社トーセ代表取締役会長兼CEO、株式会社SCREENホールディングス社外取締役		
	【社外取締役候補者とした理由】 齋藤 茂氏は、他社において代表取締役会長を現任されており、培われた豊富な知見、経験のもと、多様な視点から意見を述べていただくことにより、経営の監督機能をより高めることができると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、齋藤 茂氏は新任の取締役候補者であります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 当社は、「社外役員の独立性基準」を定めております（当社ウェブサイト（http://www.wacoalholdings.jp/csr/pr_cg.html））。齋藤 茂氏は、この基準を満たしております。
- また、当社は、本総会において、齋藤 茂氏の選任が原案どおり承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社は、本総会において、齋藤 茂氏の選任が原案どおり承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額といたします。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役竹村葉子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、当社では、「役員の選任基準」を定めております（当社ウェブサイト（http://www.wacoalholdings.jp/csr/pr_cg.html））。本議案における監査役候補者は、この基準のもと選任しております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
新任 社外 独立 はまもとみつひろ 浜本光浩 (昭和45年4月18日生)	平成12年10月 弁護士登録 平成12年10月 山田忠史法律事務所入所 平成16年10月 きっかわ法律事務所入所 平成20年4月 同所パートナー弁護士（現任）	0株
【重要な兼職の状況】 きっかわ法律事務所パートナー弁護士、東亜バルブエンジニアリング株式会社社外取締役		
【社外監査役候補者とした理由】 浜本光浩氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の弁護士としての経験と専門知識を当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、浜本光浩氏は新任の監査役候補者であります。		
【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 1. 当社は、「社外役員の独立性基準」を定めております（当社ウェブサイト（http://www.wacoalholdings.jp/csr/pr_cg.html））。浜本光浩氏は、この基準を満たしております。

また、当社は、本総会において、浜本光浩氏の選任が原案どおり承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

2. 当社は、本総会において、浜本光浩氏の選任が原案どおり承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額といたします。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役のうち、社外取締役を除く4名に対し、当事業年度の業績等を勘案して役員賞与総額4,900万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

招集
と
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

報告事項に関する添付書類

事業報告（平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

(a) 事業の状況

当社グループは、当連結会計年度を初年度とした中期経営計画（平成28～30年度）をスタートさせ、グループ経営基盤の整備を土台に、国内事業の収益確保、海外事業の更なる成長、グループ内のシナジー発揮による競争力強化、事業ポートフォリオ拡大への挑戦という5つの基本方針に沿って、収益性と事業効率の向上を進めております。同時に、効果的な資本政策を遂行することで企業価値の向上を目指しております。

当連結会計年度においては、国内における卸事業の生産性向上と小売事業の収益性向上、海外における事業基盤の整備と強化に着実に取り組みました。国内事業においては、高額品の消費鈍化や量販店の閉鎖が進むなか、新機能商品の開発や、直営店におけるキャンペーン商品の共通化を進めました。海外事業においては、引き続き、現地に根ざした経営を尊重しながら、技術と品質に裏打ちされた高級品としてのブランド価値の向上、大きく伸長するEC市場への対応力の強化に努めました。また、タイの材料製造会社2社、ミャンマーの縫製会社の稼働にこぎつけ、製造品質とコスト競争力の高い材料と製品の安定供給に向けての基盤整備を行いました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、国内事業では店頭売上が堅調に推移したものの、得意先の在庫抑制により前期を下回りました。海外事業は、現地通貨ベースでは、ヨーロッパがポンド安による嵩上げ効果もあって前期を上回り、米国と中国は前期並みに推移しました。しかしながら、邦貨換算ベースでは、当社グループ全体の売上高は、円高の影響を受けて前期を下回る結果となりました。

営業利益は、国内事業の販管費の増加やフランス子会社の清算手続関連費用の計上によって前期を大きく下回ったものの、当初の計画を上回りました。また、税引前当期純利益は、第1四半期に計上した固定資産(土地)の譲渡による売却益のため、前期を大きく上回りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高営業利益率は5.6%、ROE（株主資本当社株主に帰属する当期純利益率）は5.5%となりました。

・売上高	1,958億81百万円	（前期比	3.5%減）
・営業利益	110億65百万円	（前期比	20.2%減）
・税引前当期純利益	165億69百万円	（前期比	10.8%増）
・当社株主に帰属する当期純利益	125億25百万円	（前期比	12.2%増）

オペレーティング・セグメントの実績は次のとおりであります。

①ワコール事業（国内）

株式会社ワコールのワコールブランド事業本部の売上高につきましては、着け心地が快適な新機能ブラジャーが好調に推移したほか、眠り心地にこだわるパジャマが消費者の支持を得て伸長しました。一方、高額品の消費鈍化、訪日客の購入単価の下落、暖冬や申年における需要増加の反動などから、高級ブランドや肌着商品が苦戦し、前期を下回る結果となりました。

ウイングブランド事業本部の売上高につきましては、ブラジャーが、春夏商品の好調を受けて通期の店頭売上も好調に推移しました。また、ジュニア世代向けブランド「プリリ」が、展開店舗数の増加効果で大きく前期実績を上回りました。しかしながら、ボトムが前期の好調実績の反動で苦戦したほか、量販店における不採算店の閉鎖と在庫圧縮が進み、前期を下回りました。

小売事業本部の売上高につきましては、直営店「AMPHI（アンフィ）」、アウトレット「ファクトリーストア」とともに購入客数は減少しましたが、店頭値引をはじめ販売手法の見直しを進めて客単価が上昇した結果、いずれも前期並みの実績となりました。しかし、共通キャンペーン商品「BRAGENIC（ブラジェニック）」の拡販等により、事業本部全体の売上高は前期を上回りました。

ウエルネス事業部の売上高につきましては、「CW-X（シーダブリューエックス）」のスポーツブラが堅調に推移したものの、市場競争が激化している機能性タイツが、スポーツチェーン店、アウトドア専門店ともに苦戦しました。また、米国向けの輸出販売も不調で前期を下回りました。

通信販売事業部の売上高につきましては、LINE活用によるキャンペーンやカタログ発行部数の見直し、会員顧客へのアプローチによる需要喚起によって、第4四半期では好調な実績に転じましたが、通期では第3四半期までのカタログ事業の不調が影響し前期を下回りました。

株式会社Ai（アイ）の売上高につきましては、水着に集約した自社ECサイトの実績が堅調でしたが、最需要期に展開する季節型店舗の不振に加え、百貨店チャネルの売場縮小、他社ECサイトの不調に伴う返品増加から前期を下回る結果となりました。

この結果、当該セグメントの売上高は前期に比べ1.8%の減少となりました。営業利益は、株式会社ワコールにおける退職給付費用の増加、新京都ビルの営業開始に伴う一時費用や減価償却費の発生、税制改正による外形標準課税の増税を受けて、前期に比べ21.0%の減少となりました。

・売上高	1,183億89百万円	（前期比	1.8%減）
・営業利益	69億59百万円	（前期比	21.0%減）

②ワコール事業（海外）

ワコールインターナショナル（米国）の現地通貨ベースの売上高につきましては、米国の小売環境において店舗販売からECへのシフトが鮮明となるなかで百貨店の店頭売上が苦戦しました。一方、ECでは自社サイトが大きく伸長、また、百貨店のECサイトや他社サイトを経由した販売も大きく伸長した結果、前期並みとなりました。売上利益率は、価格政策によって値引が減少したこと、EC売上比率が上昇したことなどによって向上しました。しかしながら、現地通貨ベースの営業利益は、EC販売強化に向けた販売費の増加、医療保険料の上昇に伴う人件費の増加、直営アウトレットの不採算店閉鎖費用の影響から、前期を下回りました。

ワコールヨーロッパ（英国）の現地通貨ベースの売上高につきましては、英国において主力百貨店が堅調だったほか、北米のECが好調に推移しました。また、豊満体型ブランドの「Elomi（エロミ）」は、国を超えて欧州、北米、豪州といった全市場で前期を大きく上回る伸長を遂げました。事業清算を行った「Huit（ユイト）」ブランドのマイナス影響が大きかったものの、全体では非ポンド圏売上の為替による嵩上げ効果で前期を上回りました。現地通貨ベースの営業利益は、売上高の増加に伴う売上利益の増加があったものの、フランス子会社の清算手続関連費用やIT投資による費用の増加の影響により、前期を大きく下回る結果となりました。

中国ワコールの現地通貨ベースの売上高につきましては、価格と品質やサービスの価値バランスを見極める消費者の選択眼が高まっているなか、「ワコール」ブランドのキャンペーン売上が苦戦し、百貨店の店頭売上が伸び悩みました。しかしながら、ECでは「双十一（ダブルイレブン）」と呼ばれるオンラインショッピング祭当日の実績が好調だったこともあり堅調に推移しました。この結果、全体では上半期には苦戦しましたが、通期では前期並みとなりました。また、現地通貨ベースの営業利益は、中間層向けブランド「ラ・ロッサベル」の不採算店閉鎖と出店凍結を行い、前期を上回りました。

これらの結果に加え、当期は円高の進展による為替の影響を受けて、当該セグメントの邦貨換算ベースでの売上高は前期に比べ6.6%の減少、営業利益は31.1%の減少となりました。

・売上高	484億23百万円	（前期比	6.6%減）
・営業利益	30億55百万円	（前期比	31.1%減）

③ピーチ・ジョン事業

株式会社ピーチ・ジョンの売上高につきましては、都内の既存店を中心に国内直営店が好調に推移したことを受け、当期において店舗事業の売上高が通信販売事業を上回る結果となりました。また、他社ECサイトでは当期を通して大きく伸長しました。海外子会社は、香港、中国ともに好調に実績を伸ばしました。一方、国内の通信販売事業では、アウトウエアが苦戦するなど大きく前期を下回ったため、全体では前期並みとなりました。営業利益は、為替の影響により売上利益率が改善されたほか、通販カタログの製作費等の削減、中国子会社の黒字転換が寄与し、前期を大きく上回る結果となりました。

・売上高	111億 7 百万円	（前期比	0.7%減）
・営業利益	3億74百万円	（前期比	45.0%増）

④その他

株式会社ルシアンは、主力のインナー事業では、第4四半期に実施した「部活ブラキャンぺーン」が好調だったものの、秋冬シーズンの不振により通期では苦戦しました。手芸品などを対象にしたアート・ホビー事業は、北米向けリピート・オーダーが不振でした。この結果、全体でも前期を下回りました。営業利益は、為替影響によって売上利益率が上昇したことに加えて、インナー事業の商品単価の上昇、インナー、アート・ホビー両事業の高収益商品の売上比率が高まり、前期の営業損失から黒字に転換しました。

株式会社七彩の売上高につきましては、レンタル事業では期間限定ショップや催事会場向けが堅調だったものの、百貨店をはじめとする常設売場向けで苦戦しました。工事事業では衣料品業界の景況感悪化から、得意先の売場改装の延期が相次ぎ前期を下回りました。物販事業では工事延期のあおりを受けて苦戦しました。この結果、全体では前期を下回る結果となりました。営業利益は、レンタル事業の原価上昇、売上利益率の低い工事事業の構成比増加から売上利益率が低下したため、営業経費の抑制を進めましたが、前期を大きく下回りました。

これらの結果から、当該セグメントの売上高は前期に比べ6.9%の減少、営業利益は86.0%の増加となりました。

・売上高	179億62百万円	（前期比	6.9%減）
・営業利益	6億77百万円	（前期比	86.0%増）

オペレーティング・セグメント情報 (単位 金額：百万円、比率：%)

	ワコール事業 (国内)	ワコール事業 (海外)	ピーチ・ジョン事業	そ の 他	計
売 上 高	118,389	48,423	11,107	17,962	195,881
前 期 比	98.2	93.4	99.3	93.1	96.5

- (注) 1. セグメント情報は、米国財務会計基準審議会会計基準書280「セグメント報告」を適用しております。
2. 各事業の主な製品
- ワコール事業（国内） …インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他
- ワコール事業（海外） …インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット、その他繊維関連商品他
- ピーチ・ジョン事業 …インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア）、アウターウェア、その他繊維関連商品他
- その他 ……………インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー）、アウターウェア、その他繊維関連商品、マネキン人形、店舗設計・施工他

(b) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(c) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は、74億45百万円であります。これらは、主に、新京都ビルの建設、事業所再編に伴う改修、国内子会社における情報システム投資及び所有不動産の維持補修工事に関するものであります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

(単位 金額：百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	第 66 期	第 67 期	第 68 期	第 69 期(当期)
	金 額	金 額	金 額	金 額
売 上 高	193,781	191,765	202,917	195,881
営 業 利 益	13,860	7,082	13,865	11,065
当社株主に帰属する 当期純利 益	10,106	8,444	11,159	12,525
1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益	71円75銭	59円95銭	79円23銭	90円13銭
総 資 産	271,988	300,272	292,854	294,958
株 主 資 本	205,106	228,857	224,374	227,568
1株当たり株主資本	1,456円32銭	1,624円93銭	1,592円90銭	1,658円53銭

- (注) 1. 上記の連結経営指標は米国会計基準に基づく金額であります。このため、経常利益に代えて営業利益を記載しております。
2. 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 1株当たり株主資本は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

(単位 金額：百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	第 66 期	第 67 期	第 68 期	第 69 期(当期)
	金 額	金 額	金 額	金 額
営 業 収 益	8,967	10,898	10,934	13,139
経 常 利 益	5,301	7,350	7,044	9,215
当期純利益(△純損失)	4,955	△541	6,739	11,453
1株当たり当期純利益(△純損失)	35円18銭	△3円84銭	47円85銭	82円42銭
総 資 産	177,411	168,762	163,972	165,113
純 資 産	145,605	140,578	143,135	145,496
1株当たり純資産額	1,031円57銭	995円48銭	1,013円19銭	1,057円19銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

国内においては、雇用環境の改善に伴い、緩やかな経済回復が期待されるものの、消費者の節約志向が依然強く、個人消費の回復は今後も不透明です。また、商業施設の撤退が続き、国内レディスインナーウェア市場をとりまく環境は厳しい状況が続いております。一方、訪日客の消費の回復と拡大や新しい流通チャネルの台頭、女性の社会進出や活躍の広がり、また、2020年東京オリンピック開催など、新たな市場機会が生まれております。

海外においては、米国新政権の貿易・金融政策、ヨーロッパ各国の政治動向、中国経済の停滞・失速など、リスク要因は多いものの、海外事業が当社グループ最大の成長エンジンであることに変わりはありません。

それぞれの国や地域の社会環境や消費者ニーズを的確に捉え、現地市場に根ざした商品・マーケティング戦略を確立する必要があります。先駆的な商品開発によってブランド価値を向上し、組織・人員の生産性と運転資本の効率を高めるとともに、また、各国、地域におけるマネジメント体制の強化によって一層の収益改善に取り組み、強い経営基盤の構築を進めます。さらに、中国・ASEAN諸国の賃金上昇、材料調達リスクなど、製造環境の厳しさが増すなか、グローバルサプライチェーンを拡張し、商品競争力の向上と安定供給を可能にするグループ内連携を強化してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容

オペレーティング・セグメント	事業内容
ワコール事業（国内）	インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売
ワコール事業（海外）	インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売
ピーチ・ジョン事業	インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア）、アウターウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造、消費者への直接販売及び一部製品の卸売販売
その他の	インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造・卸売販売、マネキン人形の製造・販売、店舗設計・施工他

(5) 主要な営業所及び工場

①当社の主要な事業所及び工場

本社（京都府）

②子会社の主要な事業所及び工場

(株)ワコール（京都府）、(株)ピーチ・ジョン（東京都）、(株)ルシアン（京都府）、九州ワコール製造(株)（長崎県）、(株)七彩（京都府）、(株)トリーカ（大阪府）、WACOAL INTERNATIONAL CORP.（米国）、WACOAL AMERICA, INC.、WACOAL EUROPE LTD.（英国）、WACOAL EMEA LTD.（英国）、WACOAL EUROPE SAS（仏国）、WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO.,LTD.、WACOAL HONG KONG CO.,LTD.、和江留投資股份有限公司（台湾）、華歌爾（中国）時装有限公司、A TECH TEXTILE CO.,LTD.（タイ）

(6) 従業員の状況

①企業集団の従業員

オペレーティング・セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減数（名）
ワコール事業（国内）	7,658	△169
ワコール事業（海外）	11,030	573
ピーチ・ジョン事業	420	10
その他の	2,031	70
合計	21,139	484

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 従業員数には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人員 1,018名）は含んでおりません。

②当社の従業員

従業員数（名）	前期末比増減数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
81	—	46.0	20.8

- (注) 従業員数は、就業人員であります。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要事業内容	摘要
(株) ワ コ ー ル	京都市南区	百万円 5,000	% 100.0	衣料品の製造販売	
(株) ピ ー チ ・ ジ ョ ン	東京都渋谷区	90	100.0	衣料品の販売	
(株) ル シ ア ン	京都市南区	90	100.0	衣料品及びその他繊維関連製品の製造販売	
(株) 七 彩	京都市南区	90	99.9	マネキン人形及びディスプレイ器具の製造販売 店舗設計・施工	
WACOAL INTERNATIONAL CORP.	米国ニューヨーク市	千USドル 20,000	100.0	米国子会社への投資	※ 1
WACOAL AMERICA, INC.	米国ニューヨーク市	2,062	100.0	衣料品の製造販売	※ 2
WACOAL EUROPE LTD.	英国ノーサンプトン シャー州	千ポンド 175	100.0	子会社への投資	
WACOAL EMEA LTD.	英国ノーサンプトン シャー州	250	100.0	衣料品の製造販売	※ 3
A TECH TEXTILE CO.,LTD.	タイ王国バンコク市	百万タイバーツ 1,000	54.2	原材料の製造販売	※ 4

- (注)※ 1 WACOAL INTERNATIONAL CORP.は、当社の子会社(株)ワコールが100%出資している会社であります。
- ※ 2 WACOAL AMERICA, INC.は、WACOAL INTERNATIONAL CORP.が100%出資している会社であります。
- ※ 3 WACOAL EMEA LTD.は、当社の子会社WACOAL EUROPE LTD.が100%出資している会社であります。
- ※ 4 A TECH TEXTILE CO.,LTD.は、当社の子会社(株)ワコールが54.2%出資している会社であります。

(8) 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の 合計額	当社の 総資産額
株式会社ワコール	京都市南区吉祥院中島町29番地	72,336百万円	165,113百万円

(9) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,200百万円
株式会社京都銀行	800
株式会社滋賀銀行	500

2. 会社の株式に関する事項(平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 500,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 143,378,085株 (自己株式6,167,211株を含む。)
 (3) 株主数 14,230名
 (4) 大株主の状況(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,590	4.80
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	6,100	4.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,783	4.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,206	3.79
株 式 会 社 京 都 銀 行	4,705	3.42
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,672	2.67
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	3,646	2.65
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,050	2.22
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,732	1.99
旭 化 成 株 式 会 社	2,482	1.80

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式6,167,211株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に取締役が有する新株予約権の状況

発行決議日	第1回新株予約権 (平成20年7月30日取締役会)	第3回新株予約権 (平成21年7月30日取締役会)
新株予約権の数	24個(2名)	20個(1名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式数	24,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	20,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	1株当たり 1円
権利行使期間	平成20年9月2日から 平成40年9月1日まで	平成21年9月2日から 平成41年9月1日まで
対象者	当社の取締役(社外取締役は除く)	当社の取締役(社外取締役は除く)

発行決議日	第5回新株予約権 (平成22年7月30日取締役会)	第7回新株予約権 (平成23年7月29日取締役会)
新株予約権の数	21個(1名)	37個(3名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式数	21,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	37,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	1株当たり 1円
権利行使期間	平成22年9月2日から 平成42年9月1日まで	平成23年9月2日から 平成43年9月1日まで
対象者	当社の取締役(社外取締役は除く)	当社の取締役(社外取締役は除く)

発行決議日	第9回新株予約権 (平成24年7月31日取締役会)	第11回新株予約権 (平成25年7月31日取締役会)
新株予約権の数	44個(4名)	45個(4名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式数	44,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	45,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	1株当たり 1円
権利行使期間	平成24年9月4日から 平成44年9月3日まで	平成25年9月3日から 平成45年9月2日まで
対象者	当社の取締役(社外取締役は除く)	当社の取締役(社外取締役は除く)

発行決議日	第13回新株予約権 (平成26年7月31日取締役会)	第15回新株予約権 (平成27年7月31日取締役会)
新株予約権の数	39個(4名)	37個(5名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式数	39,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	37,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	1株当たり 1円
権利行使期間	平成26年9月2日から 平成46年9月1日まで	平成27年9月2日から 平成47年9月1日まで
対象者	当社の取締役(社外取締役は除く)	当社の取締役(社外取締役は除く)

発行決議日	第17回新株予約権 (平成28年7月29日取締役会)
新株予約権の数	43個(4名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式数	43,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
権利行使期間	平成28年9月2日から 平成48年9月1日まで
対象者	当社の取締役(社外取締役は除く)

(2) 当事業年度中に子会社の役員に交付した新株予約権の状況

発行決議日	第18回新株予約権 (平成28年7月29日取締役会)
新株予約権の数	26個(6名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式数	26,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
権利行使期間	平成28年9月2日から 平成48年9月1日まで
対象者	(株)ワコールの取締役

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	塚 本 能 交	株式会社ワコール代表取締役会長 WACOAL INTERNATIONAL CORP.取締役会長
取締役副社長	安 原 弘 展	株式会社ワコール代表取締役社長執行役員
取締役副社長	若 林 正 哉	グループ管理統括担当 和江留投資股份有限公司董事長
取 締 役	山 口 雅 史	人事総務担当 株式会社ワコール取締役専務執行役員
取 締 役	尾 崎 護	矢崎総業株式会社顧問 富士急行株式会社社外取締役 キッコーマン株式会社社外取締役
取 締 役	堀 場 厚	株式会社堀場製作所代表取締役会長兼社長 株式会社堀場エステック代表取締役会長 株式会社ロック・フィールド社外取締役
取 締 役	黛 まどか	北里大学客員教授 昭和女子大学人間文化学部日本語日本文学科客員教授 京都橘大学文学部日本語日本文学科客員教授 公益財団法人東日本鉄道文化財団評議員 国立新美術館評議員
常 勤 監 査 役	中 村 友 紀	
常 勤 監 査 役	廣 島 清 隆	株式会社ワコール監査役
監 査 役	片 柳 彰	TOTO株式会社社外監査役
監 査 役	竹 村 葉 子	弁護士 株式会社ADEKA社外監査役
監 査 役	白 井 弘	公認会計士・白井公認会計士事務所所長 株式会社ノーリツ社外監査役 株式会社アルテコ社外監査役 大阪市立大学理事

- (注) 1. 取締役尾崎 護氏、堀場 厚氏、黛 まどか氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役片柳 彰氏、竹村葉子氏、白井 弘氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別な関係はありません。
4. 常勤監査役中村友紀氏は、長年に亘り当社経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 監査役白井 弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 社外取締役尾崎 護氏、堀場 厚氏、黛 まどか氏及び社外監査役片柳 彰氏、竹村葉子氏、白井 弘氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役8名 311百万円（うち社外 3名 25百万円）

監査役5名 57百万円（うち社外 3名 21百万円）

- (注) 1. なお、当事業年度末現在の取締役は7名（うち社外3名）、監査役5名（うち社外3名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成28年6月29日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれているためであります。
2. なお、報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・本定時株主総会において決議予定の役員賞与49百万円（社外取締役を除く取締役4名 49百万円）
 - ・ストック・オプションによる報酬額46百万円（社外取締役を除く取締役5名 46百万円）

(3) 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	尾 崎 護	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、財政金融・中国事業に関する深い知識と経験及び幅広い社会的識見に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。
取 締 役	堀 場 厚	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、海外事業及び経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。
取 締 役	黛 まどか	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、文化芸術に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。
監 査 役	片 柳 彰	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に、また監査役会15回のうち13回に出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。
監 査 役	竹 村 葉 子	当事業年度開催の取締役会13回の全てに、また監査役会15回のうち13回に出席し、主に弁護士としての経験や専門的見地から、議案・審議について必要な発言を行っております。
監 査 役	白 井 弘	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に、また監査役会15回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての経験や専門的見地から、議案・審議について必要な発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	138,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	165,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法等に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちWACOAL INTERNATIONAL CORP.、WACOAL AMERICA, INC.、WACOAL EUROPE LTD.、WACOAL EMEA LTD.、A TECH TEXTILE CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるグループ経理規程及び勘定科目定義書作成に向けた助言・指導についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から前事業年度の監査計画上の時間と実績時間との比較や過年度の監査報酬の推移等の必要な資料の入手、説明を受けた上で、当事業年度の会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠及び水準について確認し、当事業年度の報酬が、会計監査人の独立性を維持し、当社及び連結子会社を含めた企業集団の監査環境及び内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制及び監査計画の下での会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかを審議した結果、妥当であると判断したため、会社法第399条第1項により会計監査人の報酬に同意しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。

また上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「ワコールグループ」といいます。）の取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するため、「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」を制定しています。
- ・コンプライアンス体制を整備し、ワコールグループに重大な影響を与えるコンプライアンス上の問題を検討するため、当社に代表取締役社長を委員長とする企業倫理委員会を設置しています。事務局は法務・コンプライアンス部が担当し、企業倫理の浸透と啓発を図ります。
- ・ワコールグループの取締役・使用人が「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」に違反するおそれのあるコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに法務・コンプライアンス部へ報告する体制を確立しています。この体制には内部通報制度（企業倫理ホットライン）も含まれます。報告・通報を受けた法務・コンプライアンス部は内容を調査し、担当部門と協議のうえ再発防止策を決定します。重要な問題については企業倫理委員会へ付議し、審議結果を取締役会・監査役会へ報告します。
- ・当社では、「企業倫理・ワコールの行動指針」において反社会的勢力の要求は毅然として拒否することを定めています。また反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会の承認の下、「文書管理規程」を制定しており、これにより、次に定める文書（電磁的記録を含むものとします。以下、同じ。）を関連資料とともに保存します。
 - ＊株主総会議事録、取締役会議事録、グループ経営会議議事録取締役を最終決裁者とする書類等、その他「文書管理規程」に定める文書
- ・前記に定める文書（＊）の保管期間及び保管場所は「文書管理規程」に定めるところによりますが、保管期間は少なくとも10年間とします。取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ワコールグループの経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備・強化するために、管理担当取締役を委員長としてリスク管理委員会を設置しています。事務局は経営企画部が担当します。
- ・リスク管理体制の基礎として、リスク管理委員会は取締役会の承認の下、「リスク管理規程」を定めています。リスク管理委員会は、同規程をもとにリスクカテゴリー毎の責任体制を明らかにし、ワコールグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するリスク管理体制を構築します。
- ・リスク管理委員会はワコールグループ全体のリスク管理体制の運営状況を定期的に取り締役会へ報告を行います。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は独立社外取締役とします。
- ・取締役・使用人が共有するワコールグループ横断的な中期経営計画を策定し、これに連動した部門毎の中期及び短期の活動方針と業績目標の設定を指示し、確認します。
- ・ワコールグループ各社の業績は月次単位で把握し、取締役会へ報告します。また、四半期毎に四半期業績確認会、グループ戦略会議を開催することにより業績及び施策の実施状況を確認し、目標に未達の場合はその改善策を検討し、必要に応じて目標の見直しを行います。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「グループ会社管理規程」を制定しており、グループ会社の管理の基本方針を定めるとともに、当社取締役会で決裁する事項及び当社へ報告すべき事項を定め、この規程に従いグループ会社管理を行います。
- ・グループ会社間の取引は、公正で、法令・会計原則・税制に適合したもので行います。
- ・監査室はコンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・運営状況の監査を含めてグループ会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会及び管轄部門に報告するとともに、グループ会社に対して業務の適正を確保する体制構築のための指導・助言を行います。
- ・主要な子会社では執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、適正かつ効率的な体制を構築します。
- ・外国の子会社については、各国の法令等を遵守し、合理的な範囲で本方針に従った体制とします。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・ 監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができます。
- ・ 監査役補助者は専任とし、任命・評価・人事異動・懲戒その他に関して、監査役の意見を聴取し、これを尊重することで、監査役補助者の実効性と独立性を確保します。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ ワコールグループの取締役は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告します。
- ・ ワコールグループの使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に直接報告することができます。当該報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けません。
- ・ ワコールグループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、下記の事項を報告することにより、監査役の監査が実効的に行われることを目指します。
 - グループ経営会議に付議された事項
 - 月次、四半期のグループ経営状況
 - 内部監査結果
 - 内部通報制度への通報の状況
 - 上記の他重要な事項

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ・ 監査役の過半数は独立社外監査役とし、経営の透明性・中立性を高めます。
- ・ 監査役は監査室所属の使用人に対して監査業務に必要な事項を要求することができます。また監査役の職務に必要な費用は会社に請求できます。
- ・ 監査役は取締役会に出席する他、ワコールグループの主要な会議に出席することができます。
- ・ 監査役は監査室及び会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、報告を受けるとともに意見交換を行います。
- ・ 監査役会は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができます。

(2) 「業務の適正を確保する体制」運用状況の概要

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制を具体的に整備・運営するためにコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は四半期毎に開催し、コンプライアンスの啓発や内部通報された案件に関する検討等を実施しました。
- ・法務・コンプライアンス部では、社員への啓発活動として階層別の集合教育やe-ラーニング等を継続して実施しました。
- ・平成28年9月より、外部の法律事務所に内部通報窓口を新たに設置しました。
- ・企業倫理及びリスク管理をより実効的に推進するため、平成29年4月より、リスク管理委員会と企業倫理委員会を統合し、企業倫理・リスク管理委員会とすることとしました。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書管理規程」に定める書類は、「文書管理規程」に基づいて適切に保存されており、取締役及び監査役は適時閲覧することができます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理委員会では、リスクの把握と対応策の実施状況のモニタリングを行い、四半期毎に取締役会へ報告しました。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役7名のうち3名を独立社外取締役とし、透明性の高い意思決定を行っています。また平成27年4月に「役員の選任基準」「社外役員の独立性基準」を定めました。
- ・平成30年3月期事業年度のワコールグループ経営方針について検討・立案しました。
- ・四半期業績確認会、グループ戦略会議を四半期単位で開催し、業績及び施策の実施状況の確認と検討を行いました。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の決裁・報告事項は、「グループ会社管理規程」に基づいて適正に運営しています。
- ・監査室は年度毎の監査計画を定め、当社及び国内外の子会社を対象に、業務監査及び内部統制監査を実施しています。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

- ・現在、監査室は、監査役の求めに応じて適時その職務の補助を行っており、また、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められておりませんので、監査役補助者は任命されていません。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役は主要な会議に出席して付議事項や経営状況について報告を受けています。また内部監査結果や内部通報制度で寄せられた事案についても適宜報告を受けています。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ・ 監査役5名の内3名は独立社外監査役とし、監査の実効性を高めております。
- ・ 会社は、監査役がその職務に必要な費用の全てを負担しております。
- ・ 監査役は、取締役へのヒアリング、国内外子会社往査などを行いました。またグループ監査役会議を主宰し、国内子会社監査役から定期的な報告を受けました。
- ・ 監査役は、会計監査人、監査室と定期的及び必要な都度、情報交換や意見交換を実施しました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆さまへの利益配分に関しましては、収益力向上のための積極的な投資による企業価値の向上を図りながら、1株当たり当期純利益の増加を図るとともに、連結業績を考慮しつつ安定的な配当を実施させていただくことを基本方針としています。内部留保金につきましては、企業価値向上の観点から、国内事業における顧客接点の拡大や、海外事業拡大のための積極的な投資に加えて、競争力の維持や成長力強化のための戦略的投資に活用し、将来の収益向上を通して、株主の皆さまへの還元を図らせていただきたいと考えています。また、自己株式の取得を機動的に行い、資本効率の向上と株主の皆さまへの還元を図ってまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針等を勘案し、当社定款の規定に基づき、平成29年5月10日開催の取締役会にて1株当たり36円、効力発生日を平成29年6月6日とする決議をいたしました。

(4) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、昭和24年の創立以来、「女性に美しくなってもらう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ」ことを事業の目的とし、「世界のワコール」の実現を目標とした50年におよぶ長期経営計画に基づき、国内の女性インナーウェア市場の開拓から海外市場への進出、事業の確立に取り組んでまいりました。そして今日、女性インナーウェアのリーディング・カンパニーとして、国内外の多くの消費者から広く支持される企業ブランド「ワコール」を築き上げるに至っております。

当社の企業価値の源泉は、主に、(i)インティメートアパレル市場において長年にわたって培ってきた圧倒的な市場ポジショニングとブランド力、(ii)中長期的視野に立った人間科学研究の成果に基礎を置く高機能・高付加価値、そして魅力ある商品の開発力、(iii)優れた製品品質とそれを支える技術陣、高い生産性と優秀な縫製技術を有した世界的な生産・供給体制、(iv)当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、(v)充実した商品教育を受け豊富な販売経験を有する当社のビューティーアドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼、(vi)リマンマ事業・ピンクリボン活動といった社会貢献活動の推進等を通じて築き上げられた社会からの評価等にあり、これら「ワコールの強み」が中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これらの点を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆さまの共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量取得がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを当社株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、当社株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠と考えております。

②取組みの具体的な内容

・会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(企業価値向上のための取組み)

当社は、更なる企業価値の向上に向けた中長期的戦略を実行するために平成17年に持株会社体制に移行し、中期経営計画や各年度の経営方針の下、国内及び海外での事業拡大をM&Aの実施も含めて推進するとともに、収益性の改善に努め、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいりました。

当社は、今後も引き続き、上記①記載の当社の「企業価値の源泉」である「ワコールの強み」に磨きをかけ、当社の目標である「女性に美しくなってもらう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ」ことを念頭において、揺るぎの無い企業ブランド「ワコール」を築き上げていきます。平成29年3月期をスタートとする中期経営計画においても中期方針として、(1)国内事業の収益性向上(2)海外事業の更なる成長(3)各社連携によるグループシナジーの発揮と競争力の強化(4)グループ経営基盤の整備(5)新規事業への挑戦を掲げて企業価値の向上に取り組んでいきます。

(コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み)

当社グループは、「株主」「顧客」をはじめとするすべてのステークホルダーの視点から、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。当社では、コーポレート・ガバナンスの強化に向けて、以下に示すと通りの機関、体制を整備し、全社をあげて取り組んでおります。

当社の取締役会は、平成29年3月31日現在、取締役7名で構成され、経営方針、経営戦略等の重要な業務に関する事項や法令、定款で定められた事項の決定を行っております。この取締役7名のうち、3名は独立性の高い社外取締役とし、行政・経営・文化芸術に関する深い経験と知識に基づいて、客観的立場からの助言・指導を受けています。また、取締役の任期は1年間とし、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化しております。さらに、取締役に対する指名・昇格・報酬については、社外取締役をメンバーに含む「役員人事報酬諮問委員会」を設置し、透明性と公平性の高い運営を行っております。

当社は監査役制度を採用し、当社の監査役会は、平成29年3月31日現在、監査役5名で構成され、うち3名は社外監査役で構成し、経営に関する監視、監督機能を果たしております。

なお、当社は、上記社外取締役3名及び社外監査役3名全員を、独立役員と指定して東京証券取引所に届け出ております。

当社グループの中核事業会社である株式会社ワコールにおいては、経営の監督と執行の分離を図るため、執行役員制を導入しており、その他のグループ内各社を含めて、「グループ会社管理規程」「グループ経理規程」を設け、グループ内各社は両規程に基づいた事業運営を行っております。

また、当社では、当社の取締役及び監査役で構成する「グループ経営会議」を設置し、中核事業会社である株式会社ワコールの取締役・監査役及び常務執行役員で構成される「ワコール最高経営会議」との共催で、グループ経営戦略やその他の主要な経営課題に関する事項の検討、及び当社の取締役会での審議事項の事前審査を行っております。

さらに、「グループ経営会議」の傘下に、「四半期業績確認会」を設置し、当社取締役・監査役及び当社グループの中核事業会社である株式会社ワコールの取締役・監査役・執行役員が出席して、各事業会社・事業部門の四半期ごとの業績の確認を行っており、同じく「グループ経営会議」の傘下に設置する「グループ戦略会議」においては、「グループ経営会議」の出席者に加えて国内・海外の主要事業会社の責任者が参加し、経営課題の共有と重要事項の検討を行っております。

この他に、全社委員会として、「企業倫理委員会」「リスク管理委員会」及びその傘下に「コンプライアンス委員会」「品質保証審議会」「事故災害対策委員会」「環境委員会」を設置し、各分野ごとの企業価値の向上及び損失の危機に関する対応に備えており、それぞれの活動状況については適宜当社取締役会において報告がなされております。

- ・基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針を決定し、同日開催の当社取締役会において具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を決定しこれを更新（これらは平成18年6月29日新規導入）しました。

本プランは、当社の株券等に対する買付若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われた際、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）と協議・交渉等を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する買付等を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）等が、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名の委員から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、(A)買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は(B)買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定められる割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定められる割合で、新株予約権を無償で割り当てます。また、独立委員会は、買付者等による買付等が上記(A)又は(B)のいずれかに該当すると判断する場合でも、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対してその旨勧告することができます。この場合、当社取締役会は、原則として、実務上可能な限り最短の期間で株主総会が開催できるように速やかに株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案を付議します。

上記の新株予約権は、1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等一定の者（以下「非適格者」といいます。）による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに当該新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

当社取締役会は、上記新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する取締役会決議又は株主総会決議が行われた場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、本買収防衛策基本方針の有効期間と同様に、平成27年6月26日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本買収防衛策基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、速やかに変更後の本買収防衛策基本方針に従うよう変更又は廃止されることとなります。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

株主の皆さまには、新株予約権無償割当てが実施されない限り、直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに従い新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆さまが新株予約権行使の手続を行わないとその保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

③上記②の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、上記②記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、上記①記載の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、有効期間が約3年間と定められた上、取締役会の決議により又は株主総会における本買収防衛策基本方針の廃止の決議の結果、いつでも廃止できるとされるなど株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されこれが充足されなければ新株予約権の無償割当ては実施されないものとしていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランによる新株予約権無償割当ての実施に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	113,814	流 動 負 債	41,059
現金及び現金同等物	33,995	短 期 借 入 金	7,716
定 期 預 金	2,722	支 払 手 形	1,438
有 価 証 券	1,457	買 掛 金	11,605
売 掛 債 権	25,563	未 払 金	6,185
返品調整引当金及び貸倒引当金	△ 2,477	未払給料及び賞与	7,093
た な 卸 資 産	43,822	未 払 税 金	2,964
繰 延 税 金 資 産	4,049	一年内返済予定長期債務	50
そ の 他 流 動 資 産	4,683	そ の 他 流 動 負 債	4,008
有形固定資産	55,288	固 定 負 債	21,417
土 地	21,555	長 期 債 務	185
建 物 及 び 構 築 物	72,664	退職給付に係る負債	1,956
機械装置及び工具器具備品等	17,722	繰 延 税 金 負 債	17,862
建 設 仮 勘 定	274	そ の 他 固 定 負 債	1,414
減 価 償 却 累 計 額	△ 56,927	負 債 合 計	62,476
その他の資産	125,856	資 本 の 部	
関 連 会 社 投 資	20,868	資 本 金	13,260
投 資	59,847	資 本 剰 余 金	29,707
の れ ん	16,071	利 益 剰 余 金	170,062
その他の無形固定資産	11,849	その他の包括損益累計額	21,873
前 払 年 金 費 用	10,287	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,212
繰 延 税 金 資 産	1,060	未実現有価証券評価損益	21,075
そ の 他	5,874	年 金 債 務 調 整 勘 定	△ 414
資 産 合 計	294,958	自 己 株 式	△ 7,334
		株 主 資 本 合 計	227,568
		非 支 配 持 分	4,914
		資 本 合 計	232,482
		負 債 及 び 資 本 合 計	294,958

記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		195,881
営業費用		
売上原価	92,950	
販売費及び一般管理費	91,866	184,816
営業利益		11,065
その他の収益・費用 (△)		
受取利息	157	
支払利息	△ 27	
受取配当金	1,176	
有価証券・投資売却 及び交換損益 (純額)	441	
有価証券・投資評価損益 (純額)	1	
固定資産売却益	3,770	
為替差損益 (純額)	△ 175	
その他の損益 (純額)	161	5,504
税引前当期純利益		16,569
法人税等		
当期税額	4,830	
繰延税額	450	5,280
持分法による投資損益調整前 当期純利益		11,289
持分法による投資損益		1,359
当期純利益		12,648
非支配持分帰属損益		△ 123
当社株主に帰属する当期純利益		12,525

記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結資本勘定計算書
(平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで)

(単位 株式数：千株、金額：百万円)

	資 本 の 部								
	社外流通 株式数	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	その他の 包括損益 累計額	自己株式	株主資本 合計	非支配 持分	資本合計
平成28年 3 月31日現在	140,859	13,260	29,686	162,196	22,108	△2,876	224,374	5,027	229,401
当 期 純 利 益				12,525			12,525	123	12,648
そ の 他 の 包 括 損 益									
為替換算調整勘定					△3,965		△3,965	△ 114	△4,079
未実現有価証券評価損益					3,109		3,109	0	3,109
年金債務調整勘定					621		621	△ 3	618
当社株主への現金配当 (1株当たり 33.00円)				△4,648			△4,648		△4,648
非 支 配 持 分 へ の 現 金 配 当								△ 167	△ 167
自 己 株 式 の 取 得	△3,703					△4,522	△4,522		△4,522
ストックオプション の 付 与 及 び 行 使	55		21	△ 11		64	74		74
非 支 配 持 分 と の 資 本 取 引								48	48
平成29年 3 月31日残高	137,211	13,260	29,707	170,062	21,873	△7,334	227,568	4,914	232,482

記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。
社外流通株式数は、千株未満を四捨五入にて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,698	流 動 負 債	18,179
現 金 及 び 預 金	9,637	支 払 手 形	11
繰 延 税 金 資 産	91	短 期 借 入 金	2,500
関係会社短期貸付金	4,190	関係会社短期借入金	14,757
そ の 他	1,779	未 払 金	563
		未 払 費 用	11
固 定 資 産	149,415	未 払 法 人 税 等	210
有形固定資産	40,504	賞 与 引 当 金	66
建 物	20,358	役 員 賞 与 引 当 金	49
構 築 物	271	そ の 他	9
機 械 装 置	28	固 定 負 債	1,437
工具、器具及び備品	1,204	繰 延 税 金 負 債	1,011
土 地	18,468	そ の 他	426
建 設 仮 勘 定	171	負 債 合 計	19,617
無形固定資産	588	純 資 産 の 部	
借 地 権	585	株 主 資 本	144,937
そ の 他	2	資 本 金	13,260
投資その他の資産	108,323	資 本 剰 余 金	29,294
投 資 有 価 証 券	876	資 本 準 備 金	29,294
関 係 会 社 株 式	107,056	利 益 剰 余 金	109,717
そ の 他	389	利 益 準 備 金	3,315
資 産 合 計	165,113	そ の 他 利 益 剰 余 金	106,402
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	4,087
		別 途 積 立 金	90,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	12,315
		自 己 株 式	△ 7,334
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	119
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	119
		新 株 予 約 権	438
		純 資 産 合 計	145,496
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	165,113

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			
賃 貸 収 入	4,302		
配 当 金 収 入	8,540		
そ の 他	296		13,139
営 業 費 用			
賃 貸 原 価	1,873		1,873
営 業 総 利 益			11,266
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,025		2,025
営 業 利 益			9,241
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	14		
受 取 配 当 金	11		
そ の 他	31		56
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	16		
有 価 証 券 売 却 損	37		
そ の 他	28		82
経 常 利 益			9,215
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	3,769		3,769
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 売 却 損	111		111
税 引 前 当 期 純 利 益			12,873
法 人 税 等			
法人税、住民税及び事業税	610		
法 人 税 等 調 整 額	808		1,419
当 期 純 利 益			11,453

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余 金合計		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成28年4月1日 期首残高	13,260	29,294	3,315	2,111	90,000	7,496	102,922	△2,875	142,601
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の積立				2,088		△2,088	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩				△ 112		112	—		—
剰 余 金 の 配 当						△4,648	△4,648		△4,648
当 期 純 利 益						11,453	11,453		11,453
自 己 株 式 の 取 得								△4,521	△4,521
新株予約権の行使						△ 10	△ 10	63	52
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	1,975	—	4,819	6,794	△4,458	2,336
平成29年3月31日 期末残高	13,260	29,294	3,315	4,087	90,000	12,315	109,717	△7,334	144,937

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金		
平成28年4月1日 期首残高	116	417	143,135
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の積立			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
剰 余 金 の 配 当			△4,648
当 期 純 利 益			11,453
自己株式の取得			△4,521
新株予約権の行使		△ 52	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	3	73	77
事業年度中の変動額合計	3	21	2,361
平成29年3月31日 期末残高	119	438	145,496

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 ワコールホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 木村 文彦^⑩
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 酒井 宏彰^⑩
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 中嶋 誠一郎^⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 ワコールホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 木村 文彦^⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 酒井 宏彰^⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中嶋 誠一郎^⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

株式会社 ワコールホールディングス 監査役会

常勤監査役 中村 友紀 印

常勤監査役 廣島 清隆 印

監査役 片柳 彰 印

監査役 竹村 葉子 印

監査役 白井 弘 印

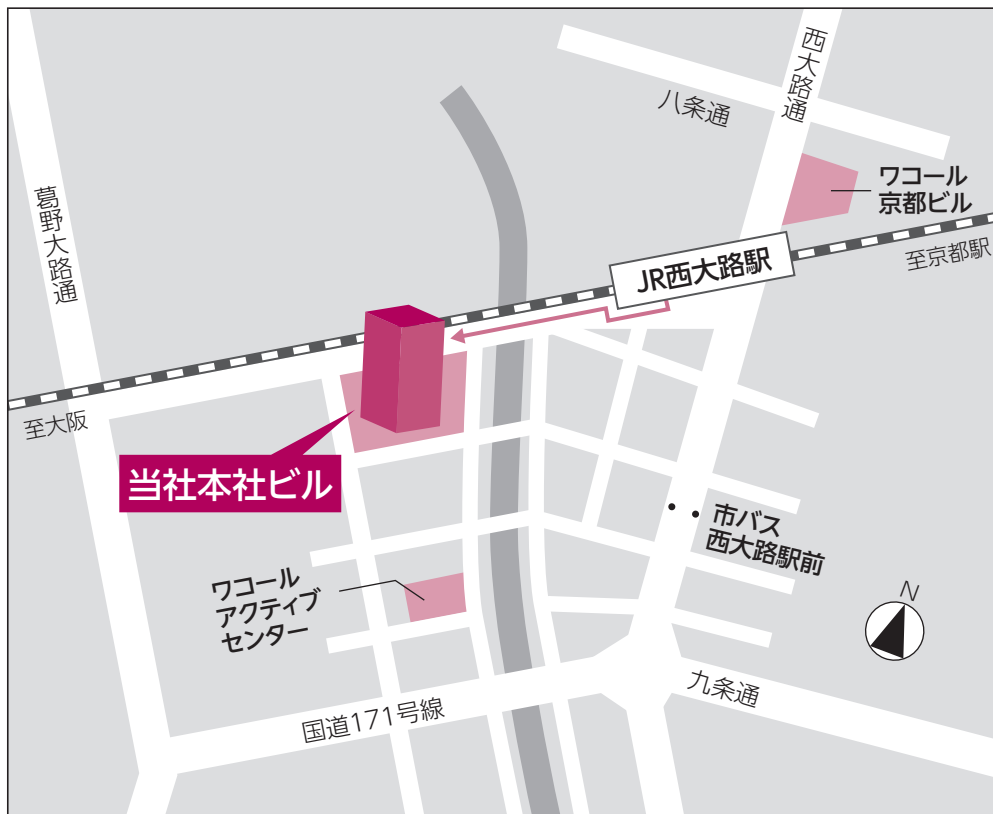
(注) 監査役片柳 彰、竹村葉子及び白井 弘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

京都市南区吉祥院中島町29番地

当社本社ビル 10階ホール



 JR西大路駅下車 徒歩3分

駐車スペースがございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

 株式会社ワコールホールディングス



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。